

(別紙)

答申番号：答申第 11 号（諮問第 11 号及び第 13 号を一括して答申）

答 申 書

第 1 審査会の結論

沖縄市長（以下「実施機関」という。）が、本件公文書公開請求（諮問第 11 号及び第 13 号）に対し、不存在を理由に非公開を決定した処分は妥当である。

第 2 審査請求の経緯

1 公文書公開請求

審査請求人は沖縄市情報公開条例（平成 13 年沖縄市条例第 18 号。以下「条例」という。）第 7 条の規定により、実施機関に対し次の公文書公開請求を行った。

(1) 諮問第 11 号関係

請求年月日：平成 30 年 5 月 24 日

請求内容：■■地区の■■■ホールの平成■年 12 月 20 日付けで提出された独立フーチング基礎（基礎下にコマ基礎を採用）の「構造計算によって建築物の安全性を確かめた旨の証明書」および添付されている構造計算書（以下「本件請求 1」という。）。

実施機関の決定：公文書非公開決定（平成 30 年 6 月 22 日付け、沖市生第 622009 号。以下「本件処分 1」という。）。

審査請求：平成 30 年 9 月 27 日、審査請求人は本件処分 1 を不服とし

て条例第 11 条第 1 項の規定により審査請求を行った。

(2) 諮問第 13 号関係

請求年月日：令和 2 年 2 月 21 日

請求内容：平成■年 12 月 20 日付けの■■地区■■■ホールの「構造計算適合性判定」及び「構造計算書」。ただし、(有) 建人設計が担当した■■■ホール（以下「本件請求 2」という。）。

実施機関の決定：公文書非公開決定（令和 2 年 3 月 10 日付け、沖市生第 310002 号。以下「本件処分 2」という。）。

審査請求：令和 2 年 3 月 23 日、審査請求人は本件処分 2 を不服として条例第 11 条第 1 項の規定により審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分 1 及び本件処分 2 を取消し、本件請求 1 及び本件請求 2 に係る文書の公開を求める。

2 審査請求の主な理由（要約）

本件諮問第 11 号における審査請求人の反論書と本件諮問第 13 号における審査請求人の反論書は同一であり、次のとおりとなっている。

- (1) ■■地区■■■ホール建設及び■■設計業務委託（以下「■■■ホール業務委託」という。）の受託者 B は、平成■年 12 月 20 日に「構造計算適合性判定」及び「構造計算書」の完成成果品を実施機関に提出している。
- (2) ■■地区■■■■■施設建設設計業務委託（以下「■■■■業務委託」という。）の受託者 A 及び受託者 B 双方の「構造計算適合性判定」及び「構造計算書」の完成成果品がない限り計画通知の作成は不可能である。
- (3) ■■■ホール業務委託の業務月報（12 月分）出来高調書は、■■■ホール業務委託に関する構造設計が完了したことを立証している。

- (4) ■■■ホール業務委託に関する「構造計算によって建築物の安全性を確かめた旨の証明書（以下「安全性証明書」という。）」及び「構造計算書」の実施図面が完成していない限り 1 月 19 日の図面チェックから始まる作業を進めることは不可能である。

第 4 実施機関の主張要旨

1 弁明書の要旨

本件諮問第 11 号における実施機関の弁明書と本件諮問第 13 号における実施機関の弁明書は殆どが同一であり、次のとおりとなっている。

- (1) ■■■ホール業務委託については、受託者 B との業務委託契約が解除となっているため■■■ホール業務委託に関する完成成果品は提出されていない。
- (2) 受託者 A が完成成果品として提出した委託日誌届によると、平成■年 12 月 20 日付けの日誌の中に「受託者 B より計画通知用図面・書類の受け取りと確認」との記載があり、当該記載より、同日、受託者 B と実施機関との間で何かしらの図面の確認や書類の受取り等が行われたことは確認できるが、特に書類の受取りに関し具体的にどのような書類を受け取ったのかは特定できない。受託者 B から本件請求 1 及び本件請求 2 に係る文書を提示された可能性は否定できないものの、実施機関が現に保有していない公文書については不存在とする以外にない。

第 5 調査審議の経過

- 1 令和 5 年 7 月 11 日 審査庁から諮問第 11 号及び第 13 号の諮問書を收受
- 2 令和 5 年 8 月 14 日 調査審議（概要説明、事件整理）
- 3 令和 5 年 8 月 25 日 調査審議（審査請求人による口頭意見陳述、答申案の検討）

第6 審査会の判断

1 はじめに

審査請求人が本件請求1により公開を求めているのは、■■■ホール業務委託に関して受託者Bが実施機関に提出した平成■年12月20日付けの「安全性証明書」及び「構造計算書」である。また、本件請求2により公開を求めているのは、■■■ホール業務委託に関して受託者Bが実施機関に提出した平成■年12月20日付けの「構造計算適合性判定書」及び「構造計算書」である。すなわち、本件請求1における「構造計算書」と本件請求2における「構造計算書」は同一の請求内容と解される。

このことから、審査請求人が公開を求めているのは、■■■ホール業務委託に関して受託者Bが実施機関に提出した平成■年12月20日付けの「安全性証明書」、「構造計算書」及び「構造計算適合性判定書」であると解した上で、当該公文書が存在するか否かについて、以下、検討する。

2 「安全性証明書」及び「構造計算書」について

(1) まず、実施機関は、■■■ホール業務委託に関する受託者Bとの業務委託契約が解除となっているため■■■ホール業務委託に関する完成成果品は提出されていないと主張している。確かに、受託者Bは■■■ホール業務委託契約に関して平成■年3月9日付けで契約が解除されている。

しかし、審査請求人が本件請求1及び本件請求2において求めているのは平成■年12月20日付けで提出した安全性証明書及び構造計算書であり、当該委託契約が解除される前の文書を指していることから、実施機関の当該主張は完成成果品として納品されていないことを主張することはできても、平成■年12月20日付けで提出された本件請求1及び本件請求2に該当する公文書を保有していない理由として採用することはできない。

(2) 次に、実施機関は受託者Aが完成成果品として提出した平成■年12月

20日付けの日誌の中に「受託者Bより計画通知用図面・書類の受け取りと確認」との記載があることから、同日、受託者Bと実施機関との間で具体的にどのような図面の確認や書類の受取り等が行われたのか特定はできないが、何かしらの文書のやり取りがあったことは推測できるとした上で、それが受託者Bより提出された安全性証明書及び構造計算書であった可能性は否定できないとしている。その上で実施機関は、現に保有していない公文書については不存在とする以外にないと主張している。

この点、当該日誌を確認すると確かに当該記載が確認できるが、当該日誌は受託者Aが作成した日誌であり、受託者Aの視点で記載されたものである。加えて、審査請求人の主張によると、当時、■■■■業務委託及び■■■■ホール業務委託に関する計画通知に関しては、受託者Aが取りまとめて行うこととされていたとのことである。これを踏まえると、受託者Bは、当該「計画通知用図面・書類」を受託者Aに提出したと考えられる。したがって、当該記載の趣旨は受託者Aが「受託者Bより計画通知用図面・書類の受け取りと確認」したことを意味する記載であると考えられる。

一方で同月22日付けの日誌の中には「沖縄市建設部建築公園課へ計画通知書の追加書類提出」と記載があることから、これは受託者Aが実施機関に計画通知書に関する追加書類を提出したことを意味するものと考えられるが、当該追加書類の中に受託者Aが受託者Bから受け取った「計画通知用図面・書類」が含まれていた可能性があると考えられる。つまり、実施機関が受託者Bに関する書類を受け取った可能性があるのは、平成■■年12月22日と見ることができ、受託者Bから直接受け取ったのではなく、受託者Aを介して受け取ったものと推測される。いずれにせよ実施機関は、現に保有していないことを主張しているものと解される。

(3) 本件審査請求に関連する不服申立てが過去にも行われているが、旧沖縄市情報公開審査会の平成22年3月29日付け、答申第6号によると、実施

機関は他の設計業務委託においても同様に成果品に至る途中の資料については保存していない旨を主張しており、また、資料の差し替え等があった場合も受託者の責任で差し替えられ、差し替えられた資料は受託者が持ち帰り処分する旨、発注者である実施機関は成果品を受け取る立場である旨の主張を行っている。実施機関は当該答申があった当時より成果品に至る途中の資料については存在しないと主張しており、当該旧沖縄市情報公開審査会は、当時請求の対象となった文書について、その存在を伺わせる特別な証拠もなく文書の存在について確認できるものはないと結論づけている。

これは、当審査会においても同様であり、本件安全性証明書及び構造計算書の存在を確認できるものはない。

- (4) 本件請求 1 及び本件請求 2 に関して審査請求人が証拠書類として提出した安全性証明書を見ると「平成■年 12 月 20 日」の記載が確認できる。また当該安全性証明書には、「建築士法第 20 条第 2 項の規定により、別添の構造計算書によって下記の建築物の安全性を確かめたことを証明します。」との本文が記載され、別添として「別記第一号様式 構造計算概要書」及び「構造計算書」が添付されている。つまり、安全性証明書は構造計算概要書及び構造計算書と一体的に作成されるものとする。

しかし、当該構造計算書のヘッダーには「開始[09/02/09 15:16:28] 終了[09/02/09 15:16:50]」の記載が見られ、これは 2009 年 2 月 9 日を意味する記載であり、平成■年（2008 年）12 月 20 日時点の文書ではないと認められる。また、添付されている構造計算概要書については、前提として概略する元となる構造計算書が存在し、つまり当該構造計算書全体を概略した内容を記載するものであるから当該構造計算書と一体となって作成されるものというべきである。よって、当該構造計算書と同様に当該構造計算概要書についても平成■年 12 月 20 日時点の文書であると認めることは

できない。

すなわち、本件請求 1 及び本件請求 2 に関して審査請求人が証拠書類として提出した安全性証明書及び構造計算書は、受託者 B が平成■年 12 月 20 日に提出したものとするには矛盾がある。

- (5) 以上を踏まえると、安全性証明書及び構造計算書について、実施機関は、受託者 B から提出された可能性は否定できないとしているものの、実施機関においてこれに該当する公文書は見当たらず、保有していることを示す記録も存在しないとなると、現に保有していない公文書については、文書不存在とする以外にない。

3 「構造計算適合性判定書」について

- (1) 建築基準法第 6 条第 1 項に規定する建築物を建築しようとする国、都道府県又は建築主事を置く市町村の長は、工事に着手する前に建築主事に対し計画通知（建築基準法第 18 条第 2 項）を提出し、建築物の計画が建築基準関係規定に適合するか否かの審査を受ける必要があるとされている。なお、平成■年及び同■年当時、建築主事が構造計算適合性判定の必要な建築物の計画を審査するときは、都道府県知事又は第三者機関である指定構造計算適合性判定機関（以下「判定機関」という。）に対し、構造計算適合性判定を求める必要があり、当該判定機関によって構造計算が適正に行われたものであるかどうかの判定結果が記載された「構造計算適合性判定書」が交付される。
- (2) 構造計算適合性判定が必要な建築物の計画については、建築基準法第 6 条第 5 項に規定されており、同法第 20 条第 2 号に掲げる建築物がその対象となっている。

建築基準法第二十条（※平成 19 年 6 月 20 日建築基準法改正時点）

- 二 高さが六十メートル以下の建築物のうち、第六条第一項第二号に掲げる建築物（高さが十三メートル又は軒の高さが九メートルを超

えるものに限る。)又は同項第三号に掲げる建築物(地階を除く階数が四以上である鉄骨造の建築物、高さが二十メートルを超える鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物その他これらの建築物に準ずるものとして政令で定める建築物に限る。)

(3) 実施機関に確認したところ、当時、■■■ホール業務委託における建築物については、建築基準法に定める構造計算適合性判定が必要な建築物の計画の対象となっていない。すなわち、そもそも「構造計算適合性判定書」が存在しないことは明らかである。

4 「安全性証明書」と「構造計算適合性判定書」について

本件請求1及び本件請求2に関して審査請求人は、証拠書類として「安全性証明書」の中に「構造計算適合性判定書」と書き加えられたものを提出しているほか、「安全性証明書を提出した」旨や「構造計算適合性判定を提出した」旨の主張を行っていることから、「安全性証明書」と「構造計算適合性判定書」が同一又は同種のものと誤認している可能性がある。

上記3における審査会の判断は、あくまで本件請求2に記載された「構造計算適合性判定」の文言をそのまま捉えその存在について検討したものであるが、仮に審査請求人が誤認していたとみなした上で本件請求2に記載された「構造計算適合性判定」の文言を「安全性証明書」に置き換えたとしても請求内容は本件請求1と同一であり、上記2のとおり判断する。

5 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他■■■■業務委託契約の完成成果品が契約違反であると主張しているほか■■■ホール業務委託契約に関して受託者Bが不当に契約解除されたと主張するなど、当該両業務委託契約の適法性や記載内容の正否について様々な主張を行っている。しかし、それらは専ら当該両業務委託契約そのものに対する主張である。

当審査会は、条例により与えられた権限に基づき審査請求人が行った公文

書公開請求に対し実施機関が行った決定の妥当性を審査することを本務とするところである。つまり、審査請求人は沖縄市情報公開条例第7条に基づき実施機関に対し公文書の公開を求めているのである。実施機関はこれに対し、公文書が存在しないと処分を行い、審査請求人はこれを不服としているのであるから、当審査会は実施機関が行った当該処分が妥当であったか否か、すなわち、本件においては公文書が存在するのか否かを審査するのが当審議会の役割である。

したがって、審査請求人のこれらの主張については当審査会における審査の対象外であり判断する立場にはない。

6 結論

以上のことから、実施機関において本件請求1及び本件請求2に係る公文書は、いずれも不存在であるとして非公開決定を行った本件処分1及び本件処分2は、何ら違法又は不当な点はなく、いずれも妥当である。

したがって、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第7 付帯意見

1 設計業務委託における公文書の作成及び保存について

本件設計業務委託契約においては、受託者が最終的に納品した完成成果品しか保存されておらず、完成成果品に至る過程の実施機関と受託者との間で交わされた調整資料等については保存されていないとのことである。

このような取扱いは、これを以て直ちに実施機関及び受託者における事務事業を違法たらしめるものではなく、業務を合理的に遂行する上で必要と認められる場合もあり、必ずしも否定されるものでもない。

しかしながら、事務事業を推進する過程における透明性を高め、説明責任を果たし、行政に対する市民の信頼を確保するという情報公開制度の目的からすると好ましいものとはいえず、逆に市政に対する誤解や不信感を生じさ

せることに繋がるものである。

公文書の作成及び保存は、情報公開制度における行政の説明責任を果たす上で前提となるものであり、実施機関においてはその事務事業の経緯や意思決定に至る過程及び実績、結果について、合理的に跡付け又は検証できるような文書を作成し、適切に保存する必要があると解される。なおさら、設計業務委託契約において受託者は、完成成果品に至る過程で実施機関とその都度協議を行うことが必須となっており、実施機関による関与も認められる。よって、完成成果品のみを提出させ保存すれば事足りるのではなく、実施機関による関与についても説明を果たさなければならない。これは、設計業務委託を適正に執行する上で非常に重要なことであると考えられる。

この点については、旧沖縄市情報公開審査会（平成 22 年 3 月 29 日付け、答申第 6 号）においても同様に指摘しているところであるが、当審査会としては、実施機関において設計業務委託契約における公文書の作成及び保存のあり方に関して今一度検討を行い、情報公開制度における実施機関の説明責任を果たすよう強く要望する。

2 審査請求事務処理について

本件諮問第 11 号については、審査請求人より審査請求書が提出されたのが平成 30 年 9 月 27 日となっている。これに対し本件審査庁が当審査会に諮問を行ったのが令和 5 年 7 月 4 日付け（収受は令和 5 年 7 月 11 日付け）となっており、審査請求日の翌日から諮問までの日数が実に 1,741 日（約 4 年 9 カ月）となっている。また、当該審査請求に対する処分庁の弁明書の提出が令和 5 年 5 月 29 日となっており、これにかかった日数が 1,705 日となっている。

これだけの日数を要したことについて実施機関は、審査請求人に対し送付した「審査請求に係る諮問をした旨の通知書」の中で、諮問までの期間が 30 日を超えた理由として「平成■年度に建設された■■地区■■■■■施設及

び■■■ホールに関する内容について、10年以上経過している中、多岐に渡り請求がなされている特殊な案件であるため、時間を要したものです。」と説明している。

本件審査請求に関して実施機関が非公開と決定した原処分は、請求に係る文書が不存在であることを理由に行ったものであるが、不存在であることを確認し、かつ決定を行うのにかかった日数は、公文書公開請求があった日の翌日からわずか29日である。

このことからすると、原処分自体には29日しか要していないにも関わらず、いざ審査請求がなされるとその弁明に1,705日もの日数を要することは到底考えられない。これは本件において実際に実施機関が提出した弁明書を見ても明らかであり、当該弁明に複雑な判断が伴ったとは認められず、実際に実施機関が主張するような背景があったにせよ著しく合理性を欠き理由にならない。

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第1条第1項は、「国民が簡易迅速かつ公正な手続の下で広く行政庁に対する不服申立てをすることができるための制度を定めることにより、国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とする。」としている。

また、条例第11条の2第1項は、「前条第1項の審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、沖縄市情報公開・個人情報保護審査会に諮問をし、その答申等を尊重して、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。」と規定し、同項第1号及び第2号で除外事項を定めている。

つまり、公文書非公開決定処分等に対する審査請求は、条例上、当該処分の妥当性・適法性の審査を当審査会が行うこととされており、諮問の適用除外に該当するか否かの判断も容易であるから、審査請求書が提出されてから諮問までの事務処理は、形式的に淡々と進めることが予定されていると解さ

れる。

これを踏まえると、本件審査請求は単なる事務処理の遅延ではなく、長く放置されていたというべきであり、もはや行政の怠慢であるといわざるを得ず、違法状態にあったというほかない。

当審査会は、実施機関において本件事態を重く受け止め、今後の審査請求に係る事務処理を迅速に進めるべく努力するよう強く要望する。

以上

令和5年9月12日

沖縄市情報公開・個人情報保護審査会 第一部会

部会長 島 田 考 人

委員 小 林 祐 紀

委員 當 眞 正 姫